

放置自転車撤去業務の不適正事務に関する調査報告書の概要について

外部監察専門委員の助言を得ながら当局で取りまとめた調査報告書の概要は次のとおりです。

1 調査に至るまでの経過

本報告とは別件、中浜工営所の特定職員（以下「職員 A」という。）の非違行為（パワーハラスメント）に関する調査の過程で、職員 A の放置自転車撤去業務に関する不適正事務が判明しました。

不適正事務の内容は、条例規則上、放置禁止区域外の放置自転車は、7 日間（以下「規則期間」という。）以上放置されている場合に撤去できると定められているところ、規則期間未満で撤去しているというものです。

調査を進めると、職員 A の関与がないと思われる規則期間未満の撤去も確認されたため、組織的な問題の可能性も否定できないと判断し、この度、全体的な調査を実施しました。

2 調査方法及び調査結果

当局保有の「道路橋梁総合管理システム」（以下「システム」という。）で確認可能な全てのデータ 2,875,526 台（平成 22 年度～令和 5 年度の 14 年間分）を対象とし、調査したところ、41,267 台分が規則期間を確保できていませんでした。（P 3 表参照）

そのうち、職員 A が在籍したことがある十三工営所と中浜工営所での不適正撤去台数は 12,465 台でした。

ヒアリング調査を進めた結果、職員 A 及び職員 A の部下職員 15 名（以下「A 部下職員」という。）のほとんどは、規則期間を知ったうえで、発見したその日に即時撤去を行っていたことを認めたため規則違反が行われていたと判断しました。

十三工営所と中浜工営所以外の不適正撤去台数は 28,802 台で、放置自転車を発見してから 5～6 日間で撤去したものがほとんどでした。

これは、規則期間の起算日に関する考え方を誤って理解していたことが原因であると判断しました。

以上のことから、組織的に規則を理解したうえで故意に不適正事務を行っているとは認められませんでした。結果として市民の財産権を侵害した事実は重く受け止め、当局として二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策を定めました。

3 職員の責任

職員 A は故意に規則違反をして被害を発生させ、本市に賠償義務を負わせることとなるため、職員としての責任を負うことは明白であり、かつ本市からの求償対象ともなり得るものと考えられます。

A 部下職員 15 名については、多くが職員 A の強い指示に逆らえない状況で行動し

たとはいえ、責任がありますが、その程度については個々の状況に応じて判断します。

職員A及びA部下職員以外の職員 255 名（管理監督者 87 名【行政職員 54 名、技能職員 33 名】及びその他の技能職員 168 名）について、管理監督者には当然に責任がありますが、同業務における立場や管理監督すべき時期に行われた不適正撤去台数等の個別事情を総合的に考慮し、責任の程度を判断します。また、その他の技能職員につきましては作業実態やシステムへの反映状況等から、個々への責任を追及することは酷であると判断します。

なお、これら責任の程度に応じた職員の対応（処分含む）については、本調査結果を踏まえ、本市担当部局等と調整した上で厳正に対処してまいります。

4 自転車所有者への賠償

規則期間未満の 41, 267 台分のうち、調査によるシステム以外の証跡で規則期間を確保できていると認定した 1, 676 台を除いた 39, 591 台分を不適正撤去台数として賠償対象とします。賠償基準に該当する申請があった場合に自転車所有者へ賠償します。

5 再発防止

本調査報告にあたって実施した各種調査及び建設局工営所業務刷新プロジェクトチームでの議論経過を踏まえ再発防止に着手しました。

放置自転車対策業務のマニュアルが不十分、技能職員への行政職員の関わり方が不十分であったことが大きな原因であることが判明したため、昨年 12 月末にマニュアルの大幅見直しを終え、業務を進めています。

加えて、アンケート調査では、工営所の技能職員と行政職員との連携等、職場環境に関する声も多くあったことから、自転車対策業務以外の業務に関しても、各業務の点検見直し体制を昨年 12 月に構築、令和 7 年 1 月から検討に着手しています。

（参考）調査概要

(1) システム調査（関係書類を含む。）

対象：システムに現存するすべてのデータ（14 年間分：平成 22 年～令和 5 年）
287 万台分

目的：放置自転車を現認した日と撤去した日との間の日数（7 日間）の確認

(2) ヒアリング調査

対象：上記(1)システム調査に対応する期間の業務従事者、管理監督責任を有する職員及びそれらの関係職員 271 名

目的：ルールに則った業務遂行、システム調査の疑問点等についての確認

※ 外部監察専門委員会による抽出立会も実施

(3) アンケート調査

対象：上記(2)ヒアリング対象に加えその他関係者（工営所、本課職員など）
544 名（201 名回収）

目的：ヒアリングでは、引き出しにくいと思われる事項や、職場風土などを把握すること

○ 調査報告書のまとめ

調査対象	種別			職員の責任（※5）	賠償対象
2,875,526 台 [A] 〔 調査期間 H22.4～R6.2 〕	規則期間未満 41,267 台 [B]	職員 A 関連（※1） 12,465 台 [C] 〔 十三工・中浜工 〕	規則違反を認定 5,549 台 [E] 〔 うち、即時撤去（※2） 〕 4,641 台	有り	○
			錯誤（※3） 29,754 台 [F]	無し	○
		職員 A 関連以外 28,802 台 [D] 〔 十三工・中浜工 以外の 6 工営所 〕	規則違反を認定（※4） 4,288 台 [G]	有り	○
			他の証跡で 7 日間を満たす 1,676 台 [H]	無し	×
					賠償対象台数 41,267 台 [B]－1,676 台 [H] 39,591 台

※1 職員 A 関連とは職員 A が在籍したことがある十三工営所と中浜工営所における規則期間未満での撤去台数で、**職員 A が同業務に従事していた期間は十三工営所の平成31年度及び中浜工営所の令和2年度～令和4年度の計4年間であり、その間で規則違反を認定した台数は2,373台**である。

※2 職員 A 関連の即時撤去を単年度あたりで比較すると、職員 A 従事期間（4 年）は478台（1,912台/4 年）、従事期間外（十三：13年、中浜：11年計：24年）は114台（2,729台/24年）と、約4 倍となっている。

※3 7 日間の錯誤のパターンは、p. 4のパターン1 及びパターン2 のとおり。

※4 職員 A 関連以外の規則違反を認定したもののうち、3,340台は規則を順守して撤去していた可能性はあるが証跡がない。
 ≪3,340台の内訳≫ 無料駐輪場での撤去：2,689台、中央市場等での撤去：651台

※5 処分については個々の職員の責任の程度や個別事情を総合的に考慮し、決定する。

【現認から撤去までのパターン】

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
パターン 1 現認日を算入して 7 日目に撤去	① 放置 現認	② ←	③ ←	④ 5 日間	⑤ ←	⑥ ←	⑦ 撤去		
パターン 2 現認日を算入せず 7 日目に撤去	① 放置 現認	② ←	③ ←	④ 6 日間	⑤ ←	⑥ ←	⑦ 撤去	⑧	
パターン 3 現認日を算入せず 7 日間経過後に撤去	① 放置 現認	② ←	③ ←	④ ←	⑤ 7 日間	⑥ ←	⑦ ←	⑧ ←	⑨ 撤去

⇔ 正しい考え方